

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定に係る状況把握

社会福祉法人大久保学園

【基礎項目による状況把握】

2023年3月

1	採用した労働者に占める女性労働者の割合	59.5%	
2	男女の平均勤続年数の差異	男性	9.6年
		女性	7.0年
		差異	2.6年
3	労働者の各月平均残業時間の状況	平均4.6時間	
4	管理職（課長級以上）に占める女性労働者の割合	0% (管理職者数 6名)	

社会福祉法人大久保学園  
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性が管理職として活躍でき、男女ともに長く勤められるよう職場環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 2023年4月1日 ～ 2026年3月31日

2 目標と取組内容・実施時期

目標 1 （職業生活に関する機会の提供に関する目標）

管理職に占める女性割合を2025年度末までに20%以上とする。

【実施時期・取組内容】

- |          |  |
|----------|--|
| 2023年4月～ | 各施設長等管理職が、係長級やサービス管理責任者の職責にある職員の育成計画を立案し、対象者の育成を図っていく。 |
| 2024年4月～ | 男女公正な人事評価基準となっているかを検証し、必要があれば見直しを検討していく。               |
| 2025年4月～ | 管理職候補者に対し、適宜研修等を実施し目標値達成に向けた取り組みを実施していく。               |

目標 2 （職業生活と家庭生活の両立に関する目標）

職員一人当たりの有給休暇取得率を2025年度末までに50%～70%以上とする。

【実施時期・取組内容】

- |          |  |
|----------|--|
| 2023年4月～ | 管理職や係長等の上席者が率先して有給休暇を取得できるよう、業務の効率化を目指した取り組みを行う。 |
| 2024年4月～ | 各事業所においてセクションごとに有給休暇取得率向上に向けた取り組みを実施していく。        |
| 2025年4月～ | 過去2年間の取り組みを総括し、有給取得率をより向上させていくための新たな方策を検討していく。   |